

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 保険薬局において患者が一部負担金を支払う際に、ポイントカードを利用して一部負担金を減額することは認められていませんが、その分のポイントを付与することは必ずしも禁止されていないと聞いたことがあります。しかし、その取り扱いに関して、近いうちに改正されることになったと聞きましたが本当ですか。 (匿名希望)

**A** 保険調剤の一部負担金の支払いにあたっては、ポイントカードに貯まっているポイントを利用して一部負担金を減額することは従来から認められていませんが、今後(2012年4月1日から)はこれに加えて、一部負担金の支払額に応じてポイントを付与することも原則として認められなくなります。これは保険診療においても同じです。

健康保険法第74条では、医療を受けた患者に対して、診療報酬(調剤報酬)点数による算定額に法定割合を乗じた費用(すなわち、一部負担金)を、当該保険医療機関・保険薬局に支払うよう定めており、保険医療機関・保険薬局も、患者からその一部負担金を過不足なく徴収しなければなりません。健康保険では、決められた費用よりも多く徴収することだけでなく、少なく徴収すること(値引き)は不当な請求行為として禁止されています。

しかし、ここ最近では、ポイントカードを利用して一部負担金を直接減額していないまでも、保険調剤に係る一部負担金の支払額に応じてポイントを付与すると

いう事例が散見され、さまざまな関係者から問題視されていました。このような行為は、一部負担金の減額には必ずしも該当しないと解釈されているようですが、現行法の趣旨と照らしあわせて考えた場合、決して好ましいものではありません。

そのため、中央社会保険医療協議会(中医協)では、そのような事態を問題視し、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(薬担)ならびに「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(療担)を一部改正して、一部負担金の支払額に応じたポイントカード(専らポイント付与およびその還元を目的とするもの)へのポイント付与を認めないようにすることを決めました(2011年11月2日、中医協総会にて了承)。

ただし、クレジットカードや電子マネーによる支払いに伴い生じるポイント付与は、患者の利便性を考慮し、やむを得ないものとして認められます。また、クレジットカードや電子マネーと一体になった共通カードのような場合には、クレジットカードや電子マネーの支払いに伴い生じるポイント付与分は認められますが、それとは別にポイント付与することは認められませんので十分注意してください。

今回の措置(薬担および療担の一部改正)の実施日(厚生労働省令の施行日)は2012年4月1日とされており、今後、事務的な手続きが進められます。現時点では、その具体的スケジュールは不明ですが、施行日に変更が生じることはありません。



**Q** 嚥下困難な患者であるため、錠剤を粉砕するよう指示がある次の処方内容において、処方1は嚥下困難者用製剤加算、処方2は自家製剤加算をそれぞれ算定したのですが、先日、レセプト請求したところ、同時算定は不可能ということで返戻されてしまいました。指摘のとおり、算定できないと考えるべきなのでしょうか。 (北海道 匿名希望)

処方1 A錠10mg 1錠  
B錠7.5mg 1錠  
C錠0.25mg 1錠  
1日1回 就寝前服用 28日分  
(嚥下困難者用製剤加算を算定)

処方2 D錠2mg 1回1錠  
不眠時 10回分  
(自家製剤加算を算定)

※以上を粉砕するよう指示あり

**A** ご質問のケースの場合、嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算の併算定は可能です。

嚥下困難者用製剤加算は、内服薬調剤料の加算として位置付けられているものです。処方1の調剤料は内服薬として算定しますので、嚥下困難者用製剤加算を算定することが可能です。

一方、処方2の服用時点は「不眠時」という指示ですので、調剤料は屯服薬として算定するため、いずれにしても嚥下困難者用製剤加算の算定対象にはなりません。この場合の処方2は、自家製剤加算を算定するのが妥当でしょう。

したがって、嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算を併せて算定することは可能であると考えられます。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

##### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

##### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

##### ③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいのか？ また、C錠を粉砕

してよいのか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270